

別表第2(第3条関係)

彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者審査票

NO	提案内容	審査項目	配点
(1)	保育所および認定こども園の給食に対する基本的な考え方に対する提案	保育所および認定こども園の給食が、健康な生活の基本としての「食を営む力」の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、安全で安心な給食を提供するための考え方および業務の運営方針は妥当であるか。	5
		園児の発達段階や健康状態に応じた乳幼児食、離乳食、アレルギー除去食等を用意するなど、安全、衛生面および栄養面での質の確保の考え方は妥当であるか。	5
		保育所および認定こども園の給食の運営に対して、協力的な体制(園行事・会議への参加等)であるか。	5
(2)	業務遂行に係る運営体制および管理体制に関する提案	業務遂行に係る運営体制について、業務責任者・調理員等への連絡指示系統などの体制は整っているか。	5
		業務遂行に係る管理体制について、総括責任者等が定期的に現場を巡回するなどの体制は整っているか。	5
(3)	バックアップ(代替要員等)体制に関する提案	バックアップ(代替要員等)体制について、緊急時に代替要員等を確保することができる体制が確立されているか。	5
(4)	事故(食中毒や異物混入等)防止等の取組・チェック体制と事故発生時の緊急対応体制に関する提案	事故(食中毒や異物混入等)防止・危険予知に係る取組およびそのチェック体制について、具体的に示されているか。	5
		事故発生時の対応(マニュアル等)について、内容が優れているか。	5
		業務履行が不可能になった場合の対応について、保育所給食を提供する条件を満たした上で継続的に履行できる保証がされているか。	5
		事故発生時の損害賠償について、損害賠償の保険に加入し、事故発生時にその責任を十分に負うことができるか。	5
(5)	衛生管理に万全を期するための体制に関する提案	衛生管理に係る対応(マニュアル等)について、確実にマニュアルに基づき調理業務が行われ、かつ、内容は十分か。	5
		衛生検査について、自主的な衛生検査が十分に実施されているか。	5
		衛生管理に係る従事者への教育(研修)について、確実に行われ、かつ、内容は十分か。	5
		従事者の健康管理(定期的な健康診断、検便等)について、確実に行われ、かつ、内容は十分か。	5
(6)	従事者の配置計画に関する提案	有資格者の配置の考え方は妥当で、かつ、人員数および配置は、保育園および認定こども園の給食業務を受託するに当たって、十分な配置となっているか。	5
(7)	従事者の採用方針、育成方針、研修の実施に関する提案	従事者の採用方針について、安定した給食の提供と、安全・衛生面や栄養面で良質な給食を提供するために、継続雇用等を行うなどの具体的な採用方針が示されているか。	5
		従事者の育成方針および研修の実施について、調理技術研修、衛生管理研修、アレルギー対応研修、危機管理対応研修、人権研修などが計画に盛り込まれているか。	5
(8)	園(児童・保育士)および市(幼児課)とのコミュニケーション管理に関する提案	園(児童・保育士)および市(幼児課)とのコミュニケーションについて、十分に考えられているか。	5
(9)	給食業務受託実績	給食業務受託実績について、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校または中学校のいずれかの給食調理業務の受託実績が複数箇所以上あり、かつ、その実績は良好であるか。	5
(10)	決算資料	決算資料について、経営状態は、正常かつ良好であるか。	5
(11)	見積み金額	見積み金額は、妥当であるか。	5
合計点			105
平均点			—